

イスラエルの知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

イスラエル国（英語では「State of Israel」）（以下「イスラエル」という）は、地中海の東岸に位置する共和制国家である。公用語は、ヘブライ語とアラビア語であるが、英語も日常的に使用されている。首都はエルサレムとされているが、国際的には、ほとんど承認されていない。通貨は新シェケル（ILS）である。民族構成としては、ユダヤ人が約 76%、アラブ人が約 20%等となっている。宗教は、ユダヤ教が約 76%、イスラム教が約 17%、キリスト教が約 2%等となっている²。

イスラエルの歴史は、波乱に満ちたものであった。2 世紀に世界各地に離散したユダヤ人がシオンの丘に帰還しようとするシオニズム運動が、19 世紀後半に本格化した。1947 年には、国連が、パレスチナをユダヤ人とアラブ人で分割する決議を採択した。1948 年、ユダヤ人は、イスラエルの建国を宣言したが、アラブ諸国が反発した。4 度の中東戦争が勃発したが、イスラエルは次第に占領地を拡大した。パレスチナ人自治区が設けられる等しているが、現在でも、軍事衝突が繰り返されている。

近時、イスラエルでは、ダイヤモンドの研磨加工、情報通信、医療機器、医薬品等の産業が盛んであるほか、ハイテク分野の研究開発も積極的に行われており、科学技術の水準は世界でもトップレベルにあるといわれている。ユダヤ系の有名な人物としては、アインシュタイン、マルクス、フロイト、シャガール、モディリアーニ、メンデルスゾーン、ノイマン、ファインマン、フリードマン、アドラー、ドラッカー、ソロス、スピルバーグ、ザッカーバーグ等がいる。これまでのノーベル賞受賞者のうち、ユダヤ人又はユダヤ人とのハーフが約 190 名おり、全受賞者の約 2 割を占めるともいわれている³。イスラエルで生まれた発明も数多くあり、例えば、USB メモリ、カプセル内視鏡、ファイアウォール、チェリートマト等がある。このように、イスラエルは、発明や研究開発が盛んな国であるといえる。

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<http://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿におけるイスラエルの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2021 年版』（二宮書店、2021 年）171～173 頁、②外務省ウェブページ「イスラエル 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/israel/data.html>）等を参照した。

³ 「エピソードで読む 世界の国 243」（山川出版社、2018 年）17 頁。

II イスラエルの法制度一般

イスラエルの法制度は、いわゆる「コモン・ロー」をベースとしつつ、「成文法主義」を組み入れたものとなっている。イスラエルには成文憲法は無いが、13の基本法が実質的意義の憲法を構成している。イスラエル法は、以前は、オスマン法、ドイツ法、英国のコモン・ローの影響を受けてきたが、近時は、米国法、カナダ法の影響を強く受けるようになっている。

III 知的財産法全般

イスラエルの知的財産法制度は、主に、特許法、意匠法、商標法、著作権法等により構成されている。また、知的財産権に関する裁判所の判例も、重要な役割を果たしている。

イスラエルは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO 設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS 協定)、特許協力条約 (PCT)、特許法条約 (PLT)、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)、意匠の国際分類を定めるロカルノ協定、意匠の国際登録に関するハーグ協定の 1999 年ジュネーブ改正協定、商標法条約 (TLT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO 著作権条約、原産地名称の保護及び国際登録に関するリスボン協定等である。

知的財産権に関連するイスラエルの政府機関としては、エルサレムに、「イスラエル特許庁」(英語では「Israel Patent Office」、略称は「ILPO」)がある⁴。イスラエル特許庁は、主に特許、意匠、商標の出願の受理・審査・登録等を管轄している。

IV 特許

1 概要

特許については、1967 年「特許法」⁵ (但し、その後、幾度もの改正を経ている) に規定されている⁶。なお、イスラエルには、実用新案権制度は無い。

いずれかの技術分野における製品又は方法に関するものであって、新規かつ有用であり、

⁴ <https://www.gov.il/en/departments/ilpo/govil-landing-page>

⁵ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁶ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「イスラエル」の「制度ガイド」6～10 頁等を参照した。

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

産業上の利用可能性を有し、かつ、進歩性を有する発明は、特許を受けることができる。

従業者が自身の職務の結果として、かつ、自身の職務中に到達した発明（職務発明）は、従業者と使用者との契約に別段の定めが無い限り、使用者に帰属する。従業者は、職務発明に対する対価を受ける権利を有するが、その程度及び条件について契約で取り決めていない場合、「補償・ロイヤルティ委員会」（委員は、最高裁判所判事、登録官、高等教育機関の教員から構成され、法務大臣により任命される）によって決定される。補償・ロイヤルティ委員会が決定をするにあたっての考慮要素としては、①従業者が従事していた範囲、②発明と従業者の業務との間の関連性、③発明についての従業者の関与の度合、④発明を実施する可能性及びその発明の実際の実施、⑤イスラエル国内において発明の保護を確保するために従業者が被る状況下において妥当な費用が挙げられる。

2 出願

イスラエルの特許法は、先願主義を採用している。

イスラエル国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、イスラエルの代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願書類は、イスラエル特許庁に提出する。出願言語は、英語、ヘブライ語、アラビア語である。

出願公開制度は採用されていない。

3 審査

イスラエルは審査請求制度を採っておらず、全件が審査される。

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①人体の治療・診断方法、②単なる情報の提供、③純然たる精神的方法、④コンピュータ・プログラムそのもの、⑤公序良俗に反するおそれがある発明等がある。

また、特許が登録されるためには、新規性、進歩性、産業上利用可能性も必要である。特許が登録されるための要件としての「新規性」とは、「出願日又は優先日前に、世界のいずれかの場所において知られていないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。新規性喪失の例外事由としては、①特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合、②出願日前6か月以内に、特許を受ける権利を有する者又はその承継人が、イスラエル国内での博覧会又はパリ条約の同盟国内における公に認められた博覧会において発明を公知にした場合がある。

実体審査が開始される前に、審査官から、他の出願国における対応特許の審査結果、引用された先行技術に関する情報の提出命令が発せられるため、これに従って提出しなければならない。

審査官が実体審査を行った後、特許要件を満たしていないと判断した場合、4か月以内（延長可）に補正することが命じられる。補正命令に応答しない場合、又は応答したが拒絶理由を解消できていないと審査官に判断された場合、拒絶理由通知が発行される。拒絶理由通知

に対する補正書の提出により、拒絶理由が解消され、特許要件を満たすと判断された場合、特許付与の決定が行われる。

イスラエルでは、通常審査のほかに、「簡易審査」及び「早期審査」の制度がある。簡易審査とは、イスラエル特許庁で独自に審査することなく、米国、EPC、英国等における対応特許の出願において付与された特許に基づいて、早期に特許付与の審査を行うことをいう。また、早期審査とは、第三者が特許出願に係る発明を実施しているような場合に、早期に特許付与の審査を行うことをいう。

日本の特許庁とイスラエル特許庁は、特許審査ハイウェイプログラムを実施している（通常型 PPH、PPH MOTTAINAI、PCT-PPH）⁷。

出願が特許要件を満たしていると審査官により認められた後、出願内容が公告により公衆の縦覧に供せられる。出願公告の日から3か月以内に、誰でも、異議申立てを行うことができる。出願が拒絶された場合、又は異議申立ての認容の決定がされた場合、不服を有する者は、拒絶又は決定の日から2か月以内に、地方裁判所に不服申立てを行うことができる。

4 登録

特許権は、登録日から発生する。特許権の存続期間は、出願日から20年である。

特許権者は、特許権の存続期間中、発明を実施する排他的権利を有し、譲渡、実施許諾等を行うことができる。特許実施許諾契約は、書面で締結しなければならない。また、特許実施許諾契約は、登録しない限り、当事者間においてのみ効力を有する。

5 侵害

特許権者の許諾なく、特許権の有効期間中に、イスラエル国内で、特許実施行為を行った者は、特許権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

特許権者又は排他的ライセンシーのみが、特許侵害訴訟を提起することができる。共有特許の場合は、各共有者が特許侵害訴訟を提起することができる。

裁判所は、損害賠償額の算定にあたっては、①原告に生じた直接的な損害、②侵害の程度、③侵害行為による侵害者の利益、④侵害者が特許ライセンスを付与された場合に、侵害者が支払うべきであった合理的なロイヤルティを斟酌することができる。

V 意匠

1 概要

⁷ <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/index.html>

意匠については、2017年「意匠法」⁸に規定されている⁹。

「意匠」とは、製品又は製品の一部の1以上の視覚的特徴からなる製品又は製品の一部の外観であって、場合に応じて、輪郭、色彩、形状、装飾、質感又はそれらが作製される材料を含むものをいう。ここにいう「製品」とは、組物、包装、グラフィックシンボル、スクリーンディスプレイを含むが、書体、コンピュータ・プログラムは含まれない。「組物」とは、①同一の類に属すること、②視覚的特徴が、重要でない点のみで相互に相違すること、③同時販売のために通常提供され、又は同時使用が意図されたものであることという条件が全て満たされる2つ以上の物品をいう。

2 出願

イスラエル国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、イスラエルの代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。出願書類は、イスラエル特許庁に提出する。出願言語は、英語、ヘブライ語、アラビア語である。

意匠出願に対しては、方式審査のみが行われ、意匠出願が方式要件を満たしていれば、意匠登録を受けることができる。

出願公開制度は採用されていない。

意匠登録の要件は、新規性及び独自性を有することである。新規性については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

3 登録

意匠権の最初の存続期間は、出願日から5年であるが、その後、更新することができる。従前は、5年ごと2回更新することができ、合計すると出願日から最長15年とされていたが、2017年改正意匠法により、5年ごと4回更新することができ、合計すると出願日から最長25年とされた。

上記の「登録意匠」のほかに、「未登録意匠」の制度もある。即ち、新規性及び独自性を有するほか、意匠製品が、基準日の6か月以内に、意匠の所有者又はその代理人によって、商業的に、イスラエル国内（インターネット上を含む）で販売に供され又は市場に流通している場合、「未登録意匠」として、基準日から3年間、一定の法的保護を受けることができる。

「登録意匠」と「未登録意匠」のいずれの場合も、①製品の機能によってのみ決定される製品又は製品の一部の外観、②製品又は当該製品の一部が他の製品と連結するように意図され、他の製品内に統合され、又はその他の製品がその中に統合され、また、それらの目的

⁸ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-tokkyo.pdf>

⁹ 本稿の「意匠」の部分については、吉田親司著『外国意匠登録出願の実務』（経済産業調査会、2020年）等を参照した。

を達成するために、製造時に、それらを正確な形態及び寸法で製造することが必要である場合における当該製品又はその一部の外観は、保護されない。

4 侵害

意匠権者の許諾なく、意匠権の有効期間中に、イスラエル国内で、意匠実施行為を行った者は、意匠権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

意匠権者又は排他的ライセンシーは、意匠侵害訴訟を提起することができる。共有意匠の場合は、各共有者が意匠侵害訴訟を提起することができる。

裁判所は、意匠侵害訴訟において、100,000 新シェケルを超えない金額で、損害の証明なしに、原告に賠償の裁定をすることができる。裁判所が賠償金額を定める際に考慮する事由としては、①侵害の範囲、②侵害の深刻さ、③原告にもたらされた実際の損害、④被告が得た利益、⑤被告の活動の性質、⑥被告と原告との間の関係の性質、⑦利用可能な様々な選択肢を検討した被告の誠意等が挙げられる。

VI 商標

1 概要

商標については、1972年「商標法」¹⁰（但し、その後、幾度もの改正を経ている）に規定されている¹¹。

「商標」とは、商品を製造又は取り扱う関係人によって使用され又は使用される予定である標章をいう。ここに「標章」とは、平面的又は立体的であるかに関わらず、文字、数字、語、図形若しくはその他の記号又はこれらの結合をいう。

イスラエルでは、立体商標、色彩商標、防護標章、証明商標、団体商標等が認められている。音、香りの商標登録も認められる。

2 出願

イスラエルの商標法は、先願主義を採用している。

イスラエル国内に住所又は居所を有しない外国出願人は、イスラエルの代理人を選任して商標出願手続を委託しなければならない。出願書類は、イスラエル特許庁に提出する。出願言語は、英語、ヘブライ語、アラビア語である。

出願公開制度は採用されていない。

¹⁰ 日本語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/israel-shouhyou.pdf>

¹¹ 本稿の「商標」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度及び産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「イスラエル」の「制度ガイド」15～18頁等を参照した。
<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11457095/www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/ipr/support/miniguide.html>

イスラエルは、マドリッド・プロトコルに加盟しているため、マドプロ出願によりイスラエルでの商標登録を受けることが可能である。

3 審査

イスラエルでは、商標出願に対して、「先願主義」及び「一商標多区分制」が採用されている。商標出願時には、商標を実際に使用している必要は無い。商標出願に対しては、①方式審査、並びに②登録性及び既登録商標との抵触について実体審査が行われる。商標出願は全件審査されるため、審査請求制度は無い。

審査官が、方式要件又は実体要件を満たしていないと判断した場合、拒絶理由通知が送付される。これに対し出願人が通知日から3か月（延長可能）以内に応答せず、又は拒絶理由を解消できなかった場合、当該商標出願は拒絶される。拒絶決定に対し、出願人は、最高裁判所に対して不服申立てを行うことができる。

4 登録

審査官が、方式要件及び実体要件の両方を満たしていると判断した場合、異議申立のために出願内容が公告される。出願公告日から3か月間、誰からも異議申立てが行われず、又は異議申立てに理由が無いと判断・決定された場合、商標登録が認められ、出願人に商標登録証が発行される。

商標が登録されるためには、不登録事由に該当してはならない。不登録事由としては、①識別力が無いこと、②公序良俗に反すること、③他人の先行商標と同一又は類似であること、④原産地を誤認させるおそれがあること等がある。

商標権の存続期間は、出願日から10年であり、以後10年ごとに何回でも更新することができる。

商標出願及び商標権は、事業の譲渡とは関係なく、譲渡することが可能である。

登録商標が、登録後、指定商品又は役務について3年以上使用されていないときは、利害関係人からイスラエル特許庁への請求により、当該登録商標は取り消される可能性がある。不使用取消審判に不服がある者は、地方裁判所に提訴することができる。

また、利害関係人は、登録後5年以内に限り、不登録事由違反等を理由に、商標登録の取消しを請求することができる。

5 侵害

商標権者の許諾なく、商標権の有効期間中に、イスラエル国内で、商標実施行為を行った者は、商標権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

また、取引の目的で、商標権者の許諾なく、登録商標又はその商標の模造及びそれにより他人を誤認させるおそれがある標章を付した商品若しくは商品の包装を輸入した者等は、3年以下の懲役又は罰金に処される。

Ⅶ 著作権

1 概要

著作権については、2007年「著作権法」¹²に規定されている¹³。

イスラエルはベルヌ条約の加盟国であるため、日本を含む加盟国の著作物の著作権はイスラエルでも保護される。

2 著作物

イスラエルの著作権法の保護を受ける著作物といえるためには、4つの要件を満たさなければならない。即ち、①著作物が、著作権保護の対象となる作品のカテゴリー（文学作品、芸術作品、演劇作品、音楽作品等）のいずれかに該当すること、②著作物が独創性を有すること、③著作物が媒体に十分に固定されていること、④著作物が、著作権保護の除外事由（例えば、法律、規則、議会の議事録、裁判所の判決、行政機関の決定等）に該当しないことである。文学作品には、コンピュータ・プログラムが含まれる。

3 著作権

広義の著作権には、「狭義の著作権（著作財産権）」と「著作者人格権」がある。著作財産権は相続、譲渡等が可能であるのに対し、著作者人格権は相続、譲渡が認められない。

著作財産権の種類としては、①複製権、②出版権、③上演権、④放送権、⑤公衆への頒布権、⑥二次的著作物の作成権、⑦貸与権がある。

著作者人格権の種類としては、①氏名表示権、②改変権がある。

4 無方式主義

イスラエルでも、日本と同様、著作権は著作物を創作した時点で自動的に発生し、著作権の発生にはとくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。

イスラエルでは、任意で著作権を登録する制度は無い。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作者の生存期間中及び死後70年間存続する。共同著作物の著作権は、最も長く生存している共同著作者の生存期間及びその死後70年間存続する。

録音物等については、発行後50年間存続する。

¹² 英語訳は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://www.tau.ac.il/law/members/birnhack/IsraeliCopyrightAct2007.pdf>

¹³ 本稿の「著作権」の部分については、下記文献等を参照した。

https://www.law.co.il/media/knowledge-centers/copyright_2020_israel.pdf

6 フェア・ユース

イスラエル著作権法 19 条は、米国著作権法の影響を受け、フェア・ユースに関する規定を置いている。即ち、「個人的な研究、調査、批評、レビュー、ジャーナリズム的な報道、引用、又は教育機関による指導と試験」をフェア・ユースとし、裁判所がフェア・ユースを分析する際に考慮すべき要素として、「使用の目的と特徴、使用された作品の特徴、作品全体との関係での量的・質的な使用の範囲、作品の価値とその潜在的な市場に対する使用の影響」を挙げている。

風刺及びパロディそのものは、イスラエル著作権法では明示的に規定されていないが、イスラエルの判例法によると、風刺及びパロディは、著作権法 19 条のフェア・ユースの規定に従って、著作権侵害とはならない場合があることが認められている。

7 侵害

著作権者の許諾なく、著作権の有効期間中に、イスラエル国内で、著作権使用行為を行った者は、著作権侵害の責任（侵害行為の差止、損害賠償等）を負わなければならない。

裁判所は、各侵害（著作権侵害又は著作人格権侵害）に対して、100,000 新シェケル（約 28,800 米ドル）の法定損害賠償を認めることができる。裁判所が法定損害賠償の額を算定する際の考慮事由としては、侵害の範囲・期間・重大性、原告の実際の損害、被告が得た利益、被告の活動の特徴、当事者間の関係の性質、被告が善意で行動したか否か等が挙げられる。

原告が 2,500,000 新シェケル（約 720,000 米ドル）以下の損害賠償請求のみを主張する場合は、その訴訟の第一審は治安判事裁判所で審理される。原告が 2,500,000 新シェケルを超える損害賠償請求を主張する場合は、その訴訟の第一審は地方裁判所で審理される。

原告が侵害行為の差止命令又は宣言的救済のみを求めている場合、その訴訟の第一審は、通常、地方裁判所で審理される。

VIII 営業秘密

イスラエルにおける営業秘密は、1999 年「商業不法行為法」によって保護されている。

同法によると、「営業秘密」とは、あらゆる種類のビジネス情報で、公になっておらず、他者が容易に発見できないもので、その所有者がその秘密を維持するために合理的な措置をとることを条件に、その所有者に他者に対するビジネス上の優位性を与えるものをいう。営業秘密の例としては、技術情報、生殖細胞、遺伝物質、データベース、方法、プロセス、ノウハウ、コンピュータ・プログラム、ソースコード、実験・研究データ、設計、改良、製品計画等が挙げられる。

所有者の同意を得ずに営業秘密を取得・使用すること、不正な手段で営業秘密を取得・使

用すること、契約上の義務に反して営業秘密を使用すること、所有者の同意を得ずに営業秘密を受領・使用すること等が侵害行為となり得る。リバース・エンジニアリングそのものは、営業秘密の侵害を構成しない。

営業秘密を侵害した者は、損害の証明が無くても、その所有者に 100,000 新シェケル（約 28,800 米ドル）の法定損害賠償をしなければならない。

IX 詐称通用（パッシング・オフ）

「詐称通用」（passing off）とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」（good will）と呼ばれる。英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。

詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。イスラエルにおいても、英国法の影響から、詐称通用の概念が認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

イスラエルの 1999 年「商業不法行為法」によると、詐称通用を主張しようとする者は、①原告は、原告の商品・サービスにグッド・ウィルを有していること、及び②被告が、被告の商品・サービスを原告の商品・サービス又は原告に関連すると誤認させていること、の両方を立証しなければならない。詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、イスラエルで商標登録をしていなくても、イスラエルにおける先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。イスラエルで十分な事業上の信用を獲得しているといえない場合は、たとえ外国で有名であったとしても、イスラエルでグッド・ウィルを有しているとはいえない。裁判所は、詐称通用が立証された場合、損害の証明が無くても、侵害行為 1 件につき 100,000 新シェケル（約 28,800 米ドル）以下の法定損害賠償を被告に命じることができる。

近時、イスラエル最高裁判所は、小売商品の詐称通用に関する混同の可能性を分析するにあたっては、主な基準は問題となっている商品の全体的な外観と感覚であるべきであり、これは各商品の様々な視覚的構成要素を詳細かつ正確に検討することよりも重要であると判示した¹⁴。

¹⁴ Judgment of the Israeli Supreme Court in Request for Civil Appeal 1521/18 Chain of stores Rami Levi Shivuk HaShikma 2006 Ltd et al. v Barilla G e R Fratlli—SpA, 22

X エンフォースメント

1 総説

イスラエルにおける知的財産権侵害に対する救済手段としては、主に、民事的手段（民事訴訟）、刑事的手段（刑事訴訟）及び税関による水際取締りがある。

なお、イスラエルでは、時効期間は、原則として、7年とされている。

2 民事的手段

イスラエルでは、①最高裁判所（通常、3名の裁判官により、上告審を審理する）、②地方裁判所（通常、3名の裁判官により、控訴審を審理する。訴額の大きい事件は、第一審として審理する）、③治安判事裁判所（比較的少額の事件につき、1名の裁判官により、第一審として審理する）が設置されている。イスラエルの裁判所システムは、三審制を採用している。イスラエルの裁判所には、知的財産権事件を専門的に扱う裁判所・法廷は無い。

民事訴訟の手段は、特許権、意匠権、商標権、著作権等の侵害事件のほか、営業秘密侵害事件等も対象となる。意匠権侵害、商標権侵害及び著作権侵害のケースでは、刑事処罰の手段も可能であるが、1回限りの単発の効果しかない。これに対し、民事訴訟の手段においては、継続的に侵害行為を禁止する恒久的差止命令が可能であること、金銭的な損害賠償を得ることも可能であること等のメリットがある。

さらに、民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる。例えば、①仮差止命令（緊急性がある場合に、裁判所の審理の間、被疑侵害者に一定の行為を継続しないように裁判所から出される命令）、②アントン・ピラー命令¹⁵（被告に対して事前通知せず一方的に裁判所から出される命令であり、被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の捜索・検査等を認めるもの）等がある。

3 刑事的手段

イスラエルでは、法に定められた一定の意匠権侵害、商標権侵害及び著作権侵害を行った者に対しては、刑事的手段をとることも可能である。意匠権侵害の場合は罰金、商標権侵害の場合は3年以下の懲役又は罰金、著作権侵害の場合は5年以下の懲役又は罰金が科される。

意匠権、商標権又は著作権を有する権利者は、被疑侵害者の行為が犯罪に該当する可能性があると考える場合、告発状及び証拠等に関連当局に提出することにより、刑事告訴を行うことができる。

April 2018.

¹⁵ 英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である Anton Piller KG v. Manufacturing Processes (1976) が先例となっている。

刑事的手段は、警察・検察が被疑侵害者に対し、逮捕・勾留、搜索・差押等の強制処分を行うことにより、被疑侵害行為の差止を比較的短期間で実現できる可能性があり、また、侵害者を拘禁刑に処することができる可能性もあるため、事案によっては強力な手段となり得る。権利者は、刑事事件において明らかになった事実及び証拠を、民事訴訟において利用することができる。

4 税関による水際取締り

イスラエル税関は、輸入管理業務において、意匠権、商標権又は著作権の侵害物品の輸入差止を行うことができる。これに対し、特許権の侵害行為は、税関による水際取締りの対象とはされていない。

税関による水際取締りの手続は、一般に、以下のような流れで進行する。即ち、①税関は、侵害物品の疑いのある商品を含む貨物が到着した場合、知的財産権利者に通知する。②知的財産権利者は、税関からの正式通知の発送日から 3 営業日（さらに 3 営業日の延長可）以内に、当該商品が侵害物品であるか否かを税関に通知する。③侵害物品であることが判明した場合、知的財産権利者は、税関の指定する金額（商品の数量・金銭的価値等に基づいて決定される）の銀行保証を提出し、又は同額を供託する。④銀行保証又は供託金が提出された後、税関は、輸入者の身元を知的財産権利者に開示する。⑤知的財産権利者は、税関から最初に通知を受けた日から 10 営業日（さらに 10 営業日の延長可）以内に、輸入者を被告として民事訴訟を提起する（別途、暫定的差止命令を申し立てる必要はない）。⑥民事訴訟が提起された場合、当該商品は、民事訴訟手続が終了するまで、税関において留置される¹⁶。

XI おわりに

以上、イスラエル知的財産法の概要を簡単に紹介してきたが、イスラエル知的財産法については、米国法、ドイツ法、中国法等と比べると、日本語の文献・論文等がはるかに少ない。しかし、インターネット上では、イスラエル知的財産法に関する英語の文献・論文等が少なからず公表されており、参考になる。

イスラエルの知的財産法制度は、言語の問題もあり、日本の実務家にとっては理解が困難である面がある。しかし、イスラエルは、前述したとおり、ハイテク分野の研究開発が積極的に行われており、科学技術の水準は世界でもトップレベルにあるといわれている。イスラエルで生まれた発明も数多くあること等に鑑みると、イスラエルの知的財産法の動向については引き続き注目していく必要がある。

¹⁶ 『イスラエルにおける模倣品流通実態調査』（日本貿易振興機構 デュッセルドルフ事務所、2019年）21～22頁。

※ 初出：『特許ニュース No.15519』（経済産業調査会、2021年、原題は「世界の知的財産法 第41回 イスラエル」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。